

移住者と地域をつなぐ人づくり講座企画運営業務委託仕様書

1 業務の名称

移住者と地域をつなぐ人づくり講座企画運営業務委託

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大などを契機に、地方移住への関心が高まっている中、移住者が安心して本県に移住し、住み続けられるよう、県全体の受入態勢を充実させていく必要があるため、移住者のサポートに加え、移住者や地域の方と一緒に地域でのつながりをつくる人を育成するための講座を開催する。

3 実施期間

契約の日から令和6年3月11日（月）

4 業務の内容

(1) 移住者と地域をつなぐ人づくり講座の開催

ア 講座の企画内容について

① 企画概要

移住者の受け入れ及び移住者や地域の方と一緒に地域でのつながりをつくりたい方を対象として、受け入れ側の相談スキルの向上や移住者のサポートに役立つ知識、及び移住者や地域の方とつながり、一緒に地域づくり等を主体的に取り組むために必要な知識やスキルの習得を目的とした講座を開催する。

② 受講対象者

県内在住者で、移住者の受け入れ及び移住者や地域の方と一緒に地域でのつながりをつくりたい方

③ 開催回数

4回以上

なお、三重県内3地域（3回）以上でのフィールドワークを必須とする。

④ 開催時間

1回3時間程度

フィールドワークについては1回5時間程度とする。

⑤ 開催日

原則、月1回程度の開催とする。

なお、詳細な日程については、県と協議のうえ決定すること。

⑥ 募集人数

10名程度

⑦ 開催地

三重県内での実施を基本とする。

イ 講師等の選定及び派遣について

- ・ 講師等の選定については、講座の企画内容に精通する移住者の受け入れ及び移住者や地域の方と一緒に地域でのつながりをつくっている実践者等で、講座の企画内容について教え広める能力を有する者であること。
- ・ フィールドワークでは、フィールドワーク実施地域にて、実際に移住者の受け入れや、移住者や地域の方とつながり、一緒に地域づくり等に取り組んでいる者を講師とすること。
- ・ 全ての講座に1名以上の講師等を派遣すること。
- ・ 講師等の選定について、県と協議のうえ承認を受けること。
- ・ 講師等の派遣について、依頼及び交渉を行うこと。
- ・ 講師等の謝礼及び交通費等について、負担すること。
- ・ 講師等の送迎が必要な場合は、送迎を行うこと。

ウ 講座の広報について

- ・ 講座開催2か月以上前に講座に係るチラシを作成すること。
- ・ 県内各市町の住民組織等へ講座に係るチラシの配布を行うこと。
- ・ 配布作業については、市町及び地域と十分な調整を行ったうえで行うこと。
- ・ その他、Web広告やSNS等を活用し、広くPRを行うことで募集人員の確保に努めること。

エ 講座受講者の募集、受付について

- ・ 受講者の募集を行うこと。なお、受講者については、開催回数全てを受講することを基本とする。
- ・ 受講希望者の受付を行い、名簿を作成すること。
- ・ 受講希望者の受付方法については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 講座の開催日は会場に受付を設置し、講座の終了後に県へ当日の受講者を報告すること。

オ 講座資料等の作成について

- ・ 県及び講師等と事前協議のうえ、講座における資料を作成すること。
- ・ 講座の開催に必要な消耗品等を用意すること。

カ 会場の予約及び設営について

- ・ 会場の予約及び使用料の支払いは受託者において行うこと。
- ・ 会場の設営及び撤収を行うこと。
- ・ 講座の開催に必要な備品等を用意すること。

キ 講座の進行管理について

- ・ 司会者を立てるなど、講座が円滑に進行できるよう留意すること。
- ・ 講座のおおまかな進行が分かるシナリオを作成すること。
- ・ 写真で記録を取ること。写真の保存形式は県と協議のうえ決定すること。なお、写真については、三重県が今後の移住促進の取組で使用す

ることを目的としているため、肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、必要な権利処理を行うこと。

- ・ 講座の進行上、事故等が発生しないよう留意すること。

ク 講座の終了報告等について

- ・ 講座の受講人数及び実施状況について、各講座終了後10日以内に県へ報告すること。
- ・ 講座の受講生を対象にアンケート調査を実施し、集計結果をとりまとめたものを速やかに県へ報告すること。
- ・ アンケートの内容については県と協議のうえ決定すること。

ケ 受講費の徴収について

- ・ 受講費の徴収は行わないこと。ただし、現地までの交通費やフィールドワーク実施時の昼食代等については、受講者負担とする。

コ 講座開催における傷害保険の加入について

- ・ フィールドワーク等、野外活動を伴うものについては、事前に傷害保険に加入すること。

サ その他

- ・ 本事業の円滑な実施のためコーディネーターを配置し、事業の企画・運営に携わりつつ、事業の進捗管理を行うこと。
- ・ 講座については、県全体の受入態勢の充実が図られることを目的としているため、講師や受講者同士の交流を活性化させ、受講後も自主的なつながりを持てるような内容とすること。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けること。また打合せ場所は原則として県が指定する場所とする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、仕様及び提案内容をふまえ、最終的に県と協議のうえ決定をする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県との協議により決定する。
- (4) 業務の実施にあたり、感染症拡大防止のための措置を講じること。
- (5) 災害や感染症の大規模な流行等により委託業務の実施が著しく困難となった際には、両者協議の上、契約の主旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更することがある。
- (6) 事業に関心のない者に対して、金銭等を支給し集客及び動員を行うことを認めない。そうしたことが判明した場合、契約を解除する。